

平成22年2月5日(金)
於・三番町共用会議所大会議室

食料・農業・農村政策審議会
平成21年度第5回畜産部会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1. 開 会	1
2. あいさつ	
部会長あいさつ	1
副大臣あいさつ	2
3. 資料説明	5
4. 意見交換	13
5. 閉 会	28

1. 開 会

○山根畜産総合推進室長

定刻より少し早い時間でございますが、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成21年度第5回畜産部会を開会させていただきます。

畜産総合推進室長でございます。畜産企画課長は別の会議等で、場合によっては遅れて来るということでございます。それまでの間、よろしく願いいたしたいと思っております。

皆様方におかれましては御多忙のところ、御出席いただき、ありがとうございます。

鈴木部会長に一言御挨拶いただいた上で議事をお進めいただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

2. あいさつ

○鈴木部会長

皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

御案内のとおり、今回の畜産部会におきましては、後ほど郡司副大臣から御説明がございますが、平成23年度以降に酪農・畜産の所得補償制度というものを取り入れていくという方向性が出されている中で、それを踏まえまして、今度の酪肉近の基本方針や平成22年度の畜産物価格と関連対策をどうするかというテーマで御議論いただければと考えております。

先般の食料危機や配合飼料価格の高騰のときに畜産経営は大変厳しくなりました。今もまだそういう状況は続いておりますが、このような中で畜産部会でも大変熱心な議論をいただき、緊急的な対策により何とかしのいできたわけでございますが、そういうものがその場限りのものではなくて、今後、10年後、20年後の将来の畜産・酪農経営が持続的に見通せるような形で明確なルール、メッセージが現場にも届いて、安心して経営が継続できるような、そして消費者の皆さん、関係の皆さんにも納得してもらえるようなそういうふうな大きな方向性を出していく時期に来ているのだと思いますので、そういう意味で忌憚のない御議論をいただいて、今後につなげていただければと思います。よろしく御議論のほどをお願い申し上げます。

○山根畜産総合推進室長

どうもありがとうございました。

本日御出席の委員の皆様を御紹介します。

まず今御挨拶いただきました鈴木部会長でございます。

神田委員でございます。

秋岡委員でございます。

浅野委員でございます。

阿部委員でございます。

大藪委員でございます。

小野委員でございます。

上安平委員でございます。

近藤委員でございます。

飛田委員でございます。

富士委員でございます。

堀江委員でございます。

松木委員でございます。

萬野委員でございます。

向井委員でございます。

八巻委員でございます。

以上、16名の委員に御出席いただいております。

林委員、杉本委員、武見委員、福田委員におかれましては、所用により本日御欠席とのことでございます。

規定によりまして、部会は委員及び議事に関係ある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、本日、全体で20名のうち16名が出席されておりますので、成立しております。

本日配付しております資料でございますが、資料一覧のとおりでございます。不足がある場合には事務局までお申しつけください。

それでは、部会長、よろしく願いいたします。

○鈴木部会長

それでは、議事を進めてまいりたいと思いますが、今回は新政権下での最初の畜産部会の開催ということで、まず始めに郡司副大臣より御挨拶をいただきますとともに、併せて新政権の畜産・酪農の政策の方向性につきましてお話をいただければと思います。

それでは、郡司副大臣、よろしく願い申し上げます。

副大臣ご挨拶

○郡司副大臣

御紹介をいただきました副大臣をしております郡司でございます。今日お集まりの皆様におかれましては、大変御苦勞様でございます。座らせていただいておりますことをさせていただきます。

皆様におかれましては、日頃から農林水産政策の推進に格段の御尽力をいただいておりますことにつきましてまず冒頭、感謝を申し上げたいと思っております。

最近の畜産をめぐる情勢でございますけれども、詳細はこの後、説明があろうかと思っております。景気が低迷をしている影響から、生乳需給の緩和、あるいはまた肉用牛、豚肉等の価格の低迷というものが続く一方で、先ほど部会長からもございましたけれども、配合飼料価格は一時の値段よりは幾らか下がってはきておりますけれども、高どまりの状態でありまして、非常に厳しい状況だろうというふうに認識をしているところであります。

このような中、私ども、政権を代わりまして、戸別所得補償制度というものの導入を掲げた政策を実行していこう、このような予算を今、国会の中で審議をいただいているところでございます。

この政策の主な思いというのは、これまで皆様方も色々お聞きになっていることだろうとは思っておりますけれども、本当にこれまでの農政の現状が思いもよらぬ形で大きく進展をしている。1つは、構成年齢が既に65歳以上という言い方をしておりますけれども、私どもの感覚からすると70歳に近いような平均年齢になってきているのではないだろうかということがございます。従って、

産業としてこれからの先行きを考えるときに、このまま放置をするわけにはいかない現状になっているだろう。

併せて、その裏側の状況でございますけれども、農家の手取である所得が平成になりましてから、例えば2年の数字で言いますと、6.1兆円というような数字でございましたけれども、これが18年になりますと3.2兆円程度とほぼ半減をいたしております。従いまして、先ほどのような年齢になるような状況というものの1つの大きな要因というものが所得の問題としてもあるわけですから、私どもはそのような意味でも、先ほど言いましたような戸別所得補償というような形を制度として取り入れることによって、この国の中の将来的な農業の展望を目指していきたいというふうにも思っているところでございます。

また一方、農村という形で見ましても、大変に疲弊が進んでおります。これまでの15年、20年の間に数多くの集落が消滅をいたしました。皆様方のところでも「限界集落」という言葉をもう当たり前のようにお使いになっていることが出てきているかと思っております。これは高齢化率の問題で、過半を超えるような方々がお住まいになっているということの内容だというふうに思っておりますけれども、私ども農水省の中の改め方として、「消滅可能性の集落」というような数字というものも出されてきております。これが全国で約1,700近くあるだろう。これは概念的には集落の中の戸数が9戸以下ぐらいの集落というようなことになるわけでございまして、このまま放置をすればこれまた都市の一極集中ということの裏腹の問題としてこの国のありようの問題というものが問われることにもなってきているのではないかと、このようにも思っているところであります。

本日は今月末に行われようとしております平成22年度畜産物価格等の決定に向けて畜産・酪農をめぐる情勢を御報告させていただくとともに、長い名前でございますからいつもは簡略を申し上げますけれども、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、いわゆる酪肉近基本方針の見直しに向けまして、これまでの議論も踏まえながら、マニフェスト等で示されました与党の方針を基本として、さらなる議論を行っていただければと考えているところでございます。

畜産部会におかれましては、これまでも鈴木部会長のリーダーシップのもとで示唆に富んだ幅広い議論がなされてきたと承知をしておりますけれども、今後とも委員の皆様方によりまして活発な議論を行っていただき、よりよい施策を模索していただき、国民が未来の畜産、そして酪農に希望が持てるよう新しい政策を作り上げていきたいと思っておりますので、御十分な審議をよろしくお願いをしたいと思っております。

少しお時間をいただきまして、赤松大臣のもとで私どもが行おうとしている政策についても若干お話をさせていただければと思っております。

赤松大臣が所信で述べた大きな3つの柱を申し上げたいと思います。

まず1つは、先ほど言いましたような農林水産業の現状を踏まえまして、この国の食の安全や、あるいは命の源、そして環境にも連なる基幹的な産業であります農林水産業、これを再生していこうというのが1つ目のねらいでございます。そのために先ほど申し上げましたような、戸別所得補償制度というものを取り入れ、あるいはまたこれまでの予算の使い道を改めるなどして補助金というシステムそのものも見直しを行う中で、できるだけ生産者に直接届くような施策というものを考えていこうと思っております。

2つ目は先ほど申し上げましたような地域の疲弊を何とかしていこう、その思いから、これまでも「農商工連携」という言葉で第1次産業と2次産業、3次産業が連なるような連携というものを模索してまいりました。それに加えて、ぜひとも第1次産業が必ずそこに加わるような、地

域の振興、雇用の拡大、所得の増大を図るためには、1次産業の方々が2次、そして3次の分野にも関わっていくというような意味での6次産業化というものを行っていかうということが2つ目です。

そして3つ目は食の安全というようなことでございまして、これまでもいろいろな事件等が報じられました。私ども、メディアを通じて食の安全の問題が大変な関心と呼んでいると思いますけれども、これまで起こった多くの報道の中で私どもが注意をしなければいけないと思っておりますのは、食の安全の問題という以前で、商取引とかあるいはコンプライアンスとか、そうした意味において、やってはいけないことそのものが随分と報道されてきたのではないかと。本来の食の安全というものは、もう少し違う角度から私どもは取り組んでいかなければいけないのではないかとというような思いがございまして。

例えば、生産に携わる人たちが、今世界の中で、日本の中でも改めて基準というものを考えなければいけないと思っておりますが、生産工程管理を行うGAPという手法を取り入れていこう、あるいはまた加工の段階におきましても、安全な形の中でできるようなシステム、HACCPというものをきちんと取り入れていこう、また流通の段階にありましても、生鮮な形で食卓まで届けるようなコールドチェーン化というものも行っていつてはどうだろうか、そしてそれらを通じて、先ほどのようなもし不幸にして食べ物による人体への影響があった場合に直ちに遮断をする、直ちに遡ってそのものを回収をできる、二度と同じものがほかの食卓に上らないようにする、そういうようなことを可能にするようなトレーサビリティのシステムというものもこの国の中にしっかりと根付かせていかなければいけないのだろう、このような3つを大きく掲げているところでございまして。

さらに、きょうの資料3でお配りをさせていただいておりますけれども、この畜産・酪農に関しましても、マニフェスト、あるいは「政策集 INDEX 2009」を昨年の時点で発表いたしましたけれども、そこに関連することを記載させていただいております。

まず1つはマニフェストの関係であります。地域主権という項目の中で戸別補償制度、農山漁村を再生をしていこう、畜産・酪農業、漁業に対しても農業の仕組みを基本として所得補償制度を導入してはどうだろうということを掲げさせていただきました。私ども来年度の予算の中で、お米、それから水田を使った部分に対してモデル的にこの所得補償を行おうということにしているわけですが、1年、あるいはまた2年をかけまして酪農、あるいは畜産の関係についても必要な資料等を集めながら、必要な検討を加えながら、どのような方法で所得の補償ができるのだろうか。例えば畜産の場合にも、ただ単に所得補償という形を前提にするだけではなくて、例えば今行われております制度をさらに充実するような形で、その実態として近づけるものがあるのか、あるいはまた収入保険というような形の方が畜産の場合には合うのではないかと、現場の方の意見もそれぞれ出ているところでございまして、私どもの思い描く形だけにとられるのではなくて、それぞれの御意見をお聞きしながら、しっかりとした資料を基にして制度の設計をこれから考えていきたいと思っております。

また、「政策集 INDEX 2009」については、下の方に記載がございまして、これまで大変複雑な制度がこの畜産・酪農の関係にはございまして、多くの方々もすべてを内容までおわかりになるという方がもしかすると少ないような制度になっているのかもしれないというふうに思っております。色々な時代背景の中で制度が誕生をし、今の時代から振り返ってみると、なぜそのような形ができ上がったのか、なぜそのような形で現在まで続いているのか、なかなかわかりづらいというような御意見もいただいております。その辺のところにつきましても、できるだけわかりや

すい制度に改めるような形をとっていきたいと思いますし、先ほど申し上げましたように補助金の形もいろいろ使い勝手の問題、あるいはこれまでの生産者、あるいは集団で行っている人たち、法人の方々に対しても、かえって補助金というものが使いづらいというような声もいただいております。それに代わるような仕組みがどのような形で行われるか、その辺についても畜産だけではなくて、全体の問題としても考えていこうと思っております。

それから自給率の関係からは、ここにも記載をしておりますけれども、自給飼料の生産、飼料用米の利用、あるいはまた食物の残さというものがございましてけれども、それらのエコフィードの問題等をきちんと社会の中に根付かせることによって私どもの国の自給率を高めると同時に、安定した将来展望の見える畜産・酪農というものを考えていかなければいけないだろうというふうにも思っております。また、御議論をいただく中にも出てまいりますけれども、先ほども生乳の需給の問題をお話しさせていただきましたが、生産される牛乳の量とそれを飲用をする、あるいは加工をする、あるいは乳製品に作り代える、そのような取組の中でこれまでと違った方向性というものを目指すことによって効率化、規模拡大というような路線だけではない多様な酪農のあり方というものも模索し、また消費者の皆様方にも国産のチーズ等を食べていただけるような、そうした技術の伝播、あるいは政策の後押しというものもしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、皆様方からのそれぞれの御意見をお聞きをする中で今後の施策を作り上げたいと思っておりますので、今日は時間の中で十分な御議論をいただきますようお願いを申し上げます、少し長くなって恐縮でございましたけれども、私からの御挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○鈴木部会長

郡司副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、今の御挨拶、御説明につきまして、御質問がございましたらお受けしたいと思います。後で色々詳細な議論はできますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、議事の方に入りたいと思いますが、今回も明治乳業様からの御好意で牛乳を提供いただいておりますので御紹介いたします。ありがとうございます。

3. 資料説明

○鈴木部会長

それでは、本日は平成22年度の畜産物価格等の決定に向けまして、最近の畜産・酪農をめぐる情勢について御報告いただきます。次に、酪肉近の基本方針の見直しに向けてですが、これにつきましては去年の秋に行いました地方公聴会・現地視察の報告と補足資料について説明いただきます。

その後、御議論をしていただくという形で、12時頃を目途に終了したいと考えておりますので、よろしく御申し上げます。

では、まず「畜産・酪農をめぐる情勢」について、事務局から説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

それでは、「畜産・酪農をめぐる情勢」につきまして御説明いたします。資料4をお開きいただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますが、「最近の生乳需給をめぐる状況」でございます。左上の生乳の

需給状況の表でございますが、21年4月から12月の生乳生産量は前年度同時期と比較しますと減少しております。牛乳や乳製品などに向けられた生乳の量を見ますと牛乳等向けは減少、乳製品向けは増加しております。次に右上の牛乳の生産量の推移の表でございますが、21年4月から12月の飲用牛乳等の生産量はほぼ最近の傾向並みの減少となっております。次に左下の牛乳の販売単価の推移でございますが、牛乳の販売単価は21年3月に飲用牛乳向けの乳価が10円引き上げられたことから大きく上昇している一方、生乳から乳成分の一部を除去した成分調整牛乳はほぼ横ばいで推移しております。このことから、右上の表にあるように牛乳生産量は減少する一方で、成分調整牛乳の生産が大きく増加しているということでございます。右下の総合乳価の推移のグラフでございますが、酪農家の手取り乳代である総合乳価は乳価の引き上げから前年の同時期と比較しますと上昇して推移しております。

次のページでございます。近年の生乳需給の推移について御説明します。脱脂粉乳、バター在庫が増加したこと、18、19年度には生産者団体が自主的に行う計画生産は減産型で実施されました。この結果、19年度末の在庫は脱脂粉乳、バターとも減少しております。20年度は増産型の計画生産が実施されましたが、飼料価格高騰等を背景とした酪農家戸数の減少により生乳生産量が減少したため、上期にはこれらバターを始め乳製品の需給は逼迫傾向で推移いたしました。その後、景気の後退等から下期は需要がさらに減少し、一転して需給は緩和基調となりました。21年度につきましては、景気低迷等により需要が減少し、引き続き需給は緩和基調で推移しております。この結果、生産者及び乳業者、双方が会員でございます日本酪農乳業協会が公表した21年度の需給見通しによりますと、供給が需要を30万トン上回るとの見通しとなっており、乳製品向けの加工原料乳につきましても205万トンという数字になっておりまして、国が需給状況等を考慮して決定する限度数量195万トンを大きく超過し、脱脂粉乳、バターの在庫も増加する見込みとなっております。

次のページをお願いいたします。酪農関係の対策でございます。都府県中心の飲用牛乳向けの生乳は輸入品と競合せず、価格がコストを上回っておりまして、需要に応じた生産による需給安定が課題となっております。一方、北海道中心の保存が利く乳製品向けの生乳は海外との競合に晒されるため、支援が必要となっております。このため、脱脂粉乳、バター向けの加工原料乳を対象を絞りまして、限度数量を設け補給金等を交付することによりまして、生乳需給全体の安定と全国の酪農家の経営安定を図っているところでございます。

次のページでございます。今御説明しましたとおり、需要に応じた生産によりまして生乳需給全体の安定を図りまして、全国の酪農家の経営安定を図るため、対策を講じてございます。まず加工原料乳地域である北海道の生乳の再生産の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金を交付する加工原料乳生産者補給金制度がございます。また右ですが、加工原料乳価が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補てんする加工原料乳生産者経営安定対策のほか、左下ですが、21年度の関連対策としまして、チーズ等向けの生乳が基準となる数量を上回って供給された場合に奨励金を交付する生乳需要構造改革事業を措置しているところでございます。

次のページでございます。牛肉の需給動向でございます。牛肉の消費量については、左の牛肉需給の推移のグラフを御覧いただきたいと思います。消費量は我が国や米国でのBES発生後、大幅に低下しておりましたが、近年は80万トンをやや上回る水準で推移しております。国内生産量は35万トン前後で推移しておりますが、19年度以降は出荷頭数の増加等から上昇傾向にあり、平成20年度は約36万トンとなっております。

次のページを御覧下さい。牛肉の枝肉価格の動向でございます。牛枝肉卸売価格は、景気の低迷等を背景といたしまして、19年度第4四半期以降低下しており、特に価格の高い去勢和牛の枝肉価格の低下が顕著になっているという状況でございます。

次のページをお願いします。肉用牛のうち肥育対策をまとめたものでございます。家族労働費割れの8割を補てんするいわゆるマルキン事業に加え、物財費割れの6割を補てんする補完マルキン事業を実施しているところでございます。これらの事業につきましては本年度で終期を迎えますので、現行事業の検証を踏まえ、次期対策を検討する必要があるところでございます。

次のページでございます。肉用子牛価格の動向でございます。肉用子牛価格は平成19年度までは高水準で推移してまいりましたが、最近では枝肉卸売価格の低迷等を背景に低下し、黒毛和種では21年度第3四半期には1頭当たり36万5000円程度、また乳用種、右側でございますけれども、1頭当たり8万1000円程度と合理化目標価格を下回る水準、なお交雑種では1頭当たり21万8000円程度となっております。

次のページでございます。肉用子牛対策をまとめたものでございます。左側にお示ししておりますとおり、3段階の措置で肉用子牛生産者の経営安定対策を講じております。一番下段の子牛価格が保証基準価格、黒毛和種で31万円ですが、これを下回った場合に生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度を基本に、中段の肉専用種を対象に子牛価格の発動基準、これは黒毛和種で35万円ですが、これを下回った場合に繁殖雌牛の頭数の増頭・維持者に奨励金を交付する子牛生産拡大奨励事業、さらに上段の黒毛和種を対象に子牛価格の発動基準でございます40万円、またはその40万円を下回る場合には都道府県平均価格、このいずれかを下回った場合、優良な種雄による人工授精等の実施者に交付金を交付するという肉用子牛資質向上緊急支援事業を措置してございます。

次のページをお願いいたします。豚肉の需給動向でございます。豚肉の消費量は、BSEの発生や鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉の代替需要により平成16年まで増加しております。平成18年度は代替需要が概ね一巡したことなどによりまして消費量は低下しましたが、20年度は景気の低迷による消費者の低価格志向から増加しております。

次のページをお願いいたします。養豚対策をまとめたものでございます。生産コストに相当する地域保証価格と販売価格の差額を補てんする肉豚価格差補てん事業を実施しております。この事業につきましても本年度で終期を迎えるということでございます。現行事業の検証を踏まえて次期対策を検討する必要があるということでございます。

次のページをごらんいただきます。次に養豚の緊急支援対策でございます。豚肉の枝肉卸売価格が大幅に下落したことを受けまして、昨年10月より豚肉の調整保管を実施しております。またこの調整保管と併せまして、生産者の自主的な生産抑制の取組を支援するため、肉豚の出荷の前倒し、繰延や、母豚の早期更新を支援する事業を実施しており、これにより出荷の集中を分散するとともに、子豚の生産を抑制しているところでございます。こうした施策によりまして、豚肉の卸売価格は400円程度まで回復したものの、昨年12月に入った時点で例年見られるような上昇がなかったことから、さらにこの1月～3月の出荷分を対象に、枝肉1kg当たり20円を上限として補てん金を交付する緊急対策を措置したところでございます。

次のページをお願いいたします。配合飼料価格に影響を与える要因の価格動向でございます。とうもろこし、大豆油かすの国際相場は一昨年夏頃をピークに高騰し、これにより配合飼料価格も大幅に上昇したところですが、直近ではとうもろこしはトン当たり140ドル前後、大豆油かすはトン当たり270ドル前後で推移しております。また、海上運賃は直近ではトン当たり70ドル前後で推

移しております。為替相場は直近では1ドル90円前後で推移しているということでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。配合飼料価格安定制度と補てんの実施状況です。右の表にございますように、平成18年10月から20年12月までの配合飼料価格の高騰に対する補てんの発動状況につきましては、通常補てんが約2,630億円、異常補てんが約900億円、計3,530億円となっております。このような多額の発動を踏まえまして、この制度の安定運用を図る観点から、異常補てんにつきまして、平成20年度の第1次補正予算で85億円、21年度予算で50億円を措置し、異常補てん基金の21年度末の残高は民間積立金と合わせまして約320億円になる見込みでございます。

次のページでございますが、これは配合飼料価格安定制度による補てんの実施状況でございます。

次のページをお願いいたします。国産飼料の生産・利用拡大の取組についてでございます。輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するためには、水田を活用した稲発酵粗飼料や飼料用米の生産・利用の拡大、放牧による酪農や肉用牛生産の推進、コントラクターやTMRセンターの活用、エコフィード等未利用資源の利用推進に取り組んでいるところでございます。

次の資料で「畜産物価格制度の概要」というものがございます。説明が一部重複いたしますが、法令上、本部会に諮る畜産物価格の制度の概要でございますので、御説明申し上げます。

加工原料乳生産者補給金制度でございますが、この補給金単価につきましては加工原料乳地域の再生産の確保を旨とし、生乳の生産費、需給状況等を考慮して、前年度の補給金単価に生産費の変動率を乗じて算定しております。また、限度数量につきましても生乳の生産状況、飲用牛乳及び乳製品の需給状況、その他の経済事情を考慮し、決定しております。

次のページをお願いいたします。肉用子牛生産者補給金制度の概要でございます。本制度は平成3年からの牛肉の輸入自由化に備えまして、平成2年4月から導入されたものでございます。具体的には肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付し、肉用子牛の再生産を確保するものでございます。本制度は保証基準価格及び合理化目標価格という2つの基準価格を設けており、子牛価格がこの保証基準価格を下回るのは牛肉の輸入自由化の影響によるものとの考えから国が10/10負担し、また合理化目標価格を下回る場合には、これは需給情勢等による下落であるとの考えから、国が1/2、県が1/4、生産者が1/4の割合で負担した積立金を財源にそれぞれ補給金を交付することにしております。

次のページをお願いいたします。指定食肉（牛肉・豚肉）の価格安定制度の概要でございます。本制度は農畜産業振興機構の需給操作等を通じまして、安定価格帯の幅の中に卸売価格を安定させることによりまして価格の乱高下を防ぎ、消費者へ食肉を安定供給するとともに、生産者の経営安定に資するものであります。具体的には牛肉・豚肉の卸売価格が安定価格帯で推移するように農畜産業振興機構による買入、売渡を行うものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思っております。先ほどの肉用子牛補給金制度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格について御説明します。まず上段の保証基準価格でございますが、牛肉の輸入自由化の影響を緩和するという目的から、輸入自由化前の子牛販売価格を基に生産コストの変動率を乗じ、これを市場取引価格に換算した上で黒毛和種、乳用種等、品種ごとに算出するものでございます。次に下段の合理化目標価格でございますが、競争力のある国産牛肉の生産を実現する目的から、輸入牛肉価格及び肥育に必要な合理的な費用、これらを用いて外国並みのコストで生産できる理想の国産子牛価格を算出し、これを市場取引価格に換算した上で黒毛和種、乳用種等、品種ごとに算出するものでございます。

5 ページを御覧下さい。指定食肉の価格安定制度の安定価格について御説明します。牛や豚の生体卸売価格は一定期間でその水準が一巡するという特徴がございます。この一定期間、牛は7年、豚は5年でございますが、この一定期間で生産コストが賄われていることに注目して、一定期間の農家販売価格をもとに生産コストの変化率を乗じまして、これを市場取引価格に換算し、さらに季節変動を加味し、1年を通じて生産コストが賄われる牛肉・豚肉の卸売価格の範囲について算出しているものでございます。

資料4の説明につきましては以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

続きまして、地方公聴会・現地視察の概要についての説明をお願いいたします。

○山根畜産総合推進室長

引き続きよろしく申し上げます。資料5でございます。

まず資料5-1の熊本でございますが、公聴会の意見はここに載せているとおりでございます。安心して農業が続けられるような補償を求める意見や融資に関する意見、またマルキン、補完マルキンに関する意見、また5年から10年先が見える総合的な経営安定対策の策定を求める意見等々がございました。

1枚おめくりいただきますと現地視察でございますが、まずTMRセンターを御視察いただきました。このTMRセンターを利用することで個々の農家の機械投資が抑制されること、また飼料費はそれほど変わらないのですが、個々の農家で飼料の調整にかかっていた時間が、個々の農家で発情発見など牛群管理に専念できる、こういったメリットがあるとの御説明がございました。

次のページでございますが、後継者の就農に当たって規模拡大を行いまして、経産牛約100頭規模で、子牛も自ら肥育する乳肉複合経営でございます。ここでは牛体に無理をさせず、乳量よりも繁殖連産性を重視し、生涯乳量を高める考えとの御説明がございました。その下は阿蘇の牧野組合でございます。阿蘇の広大な草地を活用して、黒毛和種と褐毛和種の周年放牧を行っているとのこと。阿蘇の組合員の牛は減っているものの、組合員外からの委託牛は増加傾向にあるとのことでございます。

次のページでございます。大薮委員の牛舎を訪問させていただきました。混住化が進みまして、牛舎や堆肥の臭いによる環境問題への懸念もございまして、地域住民との触れ合いと体験のできる経営を目指していらっしゃるということでございます。酪農教育ファームとしての認証を受け、体験者は年々増加しているとのことでございます。当日は小学校の3年生が酪農教育ファームを体験しているところを見学させていただきました。また直売施設ではソフトクリームやヨーグルトを販売しており、6次産業化に取り組んでおられます。

5ページの下でございますが、黒毛和種の繁殖肥育一貫経営でございます。阿蘇への放牧、稲わらとたい肥の交換、ニンジンやミカンの絞りかすなど未利用資源の利用などにも取り組んでいるということでございます。

次に資料5-2の北海道でございますが、公聴会の意見は非常に多岐に渡ってございます。御覧のとおりでございますが、例えば酪農経営における後継者不足、労働力不足に関する懸念、こういったお話が強く出されました。また、TMRセンターやコントラクターに対する支援を行って欲しいという御意見、また下の方でございますが、所得補償制度のあり方についても様々な御意見を賜りました。

1枚おめくりいただきまして、現地視察ではまず大規模乳肉複合経営を御視察いただきました。畑作と畜産の連携による循環型農業を実践しているという御説明がございました。

3ページの牧場でございますが、ここは消費者のための循環型酪農の経営理念のもと、放牧による酪農経営と牛乳加工品を販売している牧場を御視察いただきました。1頭当たり乳量は7,500kg程度ですが、放牧により牛の病気がほとんどなくなり、獣医の診療回数が減少し、7～8産する牛もいるということがございます。敷地内には放牧牛乳や牛乳の加工品の販売と飲食を行うショールームも設けているところでございます。

4ページでございますが、新得町のTMRセンターでございます。JA新得町が運営主体となりまして、酪農家14戸へTMRを供給しております。TMRセンターの稼働以前は酪農家ごとに1頭当たり乳量のばらつきがあったようでございますが、現在では高位平準化され、平均で9,500kgに増加したという御説明がございました。

駆け足で恐縮ですが、地方公聴会と現地視察の概要については以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

続きまして、酪肉近基本方針の見直しに関する補足資料と主な論点の案について御説明をお願いします。

○山根畜産総合推進室長

まず資料6でございますが、酪肉近基本方針の見直しに向けまして、補足資料を御用意させていただきました。これは新政権の畜産・酪農に関する考え方、先ほど副大臣からお話ございましたが、こういう考え方や22年度予算概算決定、またこれまで部会で御議論いただいた点などを踏まえて御用意させていただいたものでございます。

資料7でございますが、以前、御議論いただくための1つの整理として主な論点案をお示しいたしましたが、これも新政権の考え方を踏まえ、修正し、まとめ直しております。この論点案につきましてはあくまで未定稿ということで、今後の御議論や私どもの内部検討によりまして、さらなる修正があり得べしというものでございます。

まず資料6を御説明させていただきます。

1ページ目をお願いいたします。第1に、先ほど副大臣のお話ございましたように、畜産・酪農に対する所得補償制度ということでございますが、それとの関係で現行の酪農・肉用牛の経営安定対策の概要を載せてございます。まず酪農の経営安定対策でございますが、先ほどの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に肉用牛ですが、これも左が繁殖で右に肥育がございますが、これにつきましても説明は省略させていただきます。

その次のページでございますが、畜産経営を支援するツールとしまして、畜産農家が利用できる主な融資制度につきまして説明いたします。まず左側の上でございますが、これは22年度予算で新規に盛り込まれた事項でございますが、農家等が民間金融機関からの運転資金の融通が受けやすくなるように、700億の無担保無保証人の特別枠を設定する措置が平成22年度予算の概算決定に盛り込まれております。その下になります。家畜飼料特別支援資金、通常「餌資金」と言っておりますが、これは現在、無担保無保証で借りられる資金でございます。またその下の公庫の農林漁業セーフティネット資金、こういった資金によりまして、低利の運転資金の融通が図られるよう、現行でも措置しているところでございます。

次に右側でございますが、固定負債対策といたしまして、負債の償還が困難な経営に対しまして、長期・低利資金に借り換えまして、経営指導と併せて講じることにより、経営再建を図るというものでございまして、大家畜・養豚特別支援資金、通称「畜特資金」というものを措置してございます。さらに、その下の丸でございますが、平成21年度補正予算におきましては、同様の借換資金で貸付後2年間は無利子とする、さらに有利な措置も講じているところでございます。

次のページをお願いいたします。生乳の安定的な需要先を確保し、また自給率を向上させるため、国内消費量の約8割を占める輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていくことが必要でございます。そのため、平成22年度は国産チーズ供給拡大高付加価値化対策事業として一般会計で措置・概算決定されたところでございます。具体的には、第1としまして、直近3年間の平均より増加した数量に奨励金を交付し、国産チーズ向けの生乳の供給を拡大するということと、その下でございますが、特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な人材の育成や機材整備などを支援する、こういう措置を盛り込んでいるところでございます。

次のページをお願いいたします。当部会におきましても、生乳取引における乳脂肪分の3.5%基準について御意見があったところです。現状について御説明申し上げます。生乳取引における乳脂肪分基準は生産者団体と乳業者の自主的な基準であり、両者の合意があれば見直すことは可能です。ただし、現在の3.5%の引き下げにつきましては、まず第1に基準乳価そのものの引き下げとなる可能性が高いこと、第2に、牛の改良等により平均乳脂率は約4%になっていることなどから、生産者の間でも様々な議論があると聞いております。今後とも関係者における慎重な検討が必要かと考えられます。

なお、社団法人日本酪農乳業協会の調査によりますと、成分調整牛乳の購入が増えたと答えた人の理由は、第1には値段が安い、第2には脂肪分が少ないなど体に良さそうという順になっておりまして、これにつきましては今後の消費動向等を注視することも重要と考えております。

次のページでございます。これも先ほどお話がございましたが、農業・農村の6次産業化が大きな柱ということでございます。これにつきましては、現在、企画部会でいろいろ御議論いただいているところでございますが、1次産業である農業生産サイドにおきまして、2次産業である加工や3次産業である販売に主体的に取り組むことにより付加価値を増大させることを始めとしまして、6次産業化に向けた様々な取組を進めていく必要があるところでございます。

次のページをお願いします。酪農・肉用牛における6次産業化の取組のわかりやすい事例を2つ載せてございます。酪農におきましては、自家産生乳を使ったチーズの生産・販売に取り組んでいる事例が載っております。肉用牛におきましては、繁殖と肥育経営の傍ら、農家レストランにて牛肉はもちろんのこと、地元産の米や野菜などを提供する地産地消に取り組んでおられる事例でございます。

次のページでございます。また循環型酪農・畜産の推進が重要ということで、現政権ではこういうことで推進するというところでございます。これからの酪農及び肉用牛生産は飼料穀物の価格動向に大きく影響されることなく、環境へ配慮した資源循環型畜産を進めるとともに、家畜排せつ物をたい肥化し、可能な限り土壌還元による飼料作物生産を図るなど、飼料生産基盤に立脚した経営体の育成と飼料自給率の向上が重要でございます。こういう中で環境保全、自給飼料の取組に対する施策としまして、左下に字が小さくて恐縮ですが、資源循環型酪農推進事業というものが措置されているところでございます。

次のページでございます。飼料費の節減や飼養管理、飼料生産作業の省力化による低コスト化を

目指す観点から、水田や耕作放棄地を活用した放牧を推進しているところでございます。肉用牛の水田放牧の実施状況を見てみますと、年々増加している状況にございます。今後、耕作放棄地の解消や棚田保全の観点から、転作田や野草地など多様な土地を利用した放牧が期待されております。

次のページをお願いします。また酪農におきましては、北海道を中心に資本の投入の抑制により「低コスト・高所得」を目指す取組として、集約的放牧に取り組みられているところでございます。集約的放牧は購入飼料価格の変動の影響が小さいことや飼料生産、家畜ふん尿処理にかかる経費や労働時間の削減、さらには牛が健康になり、衛生費の節約が可能となるといったメリットがございます。他方で、優良草地の確保や放牧技術の取得、土地の集積などの課題もあると聞いております。

次のページをお願いいたします。飼料用米の利活用の推進でございます。飼料用米の作付面積は年々拡大して、21年度は前年度の約2.6倍に当たる4,129haを見込んでおります。飼料用米の利活用におきましては、①として低コスト生産・流通体制の確立、②として消費者の理解増進、③として耕畜連携による安定的な生産・利用体制の構築などが必要とされます。右下にございますが、国では飼料用米や稲、WCSの生産に10a当たり8万円の助成を行う水田利活用自給力向上事業を平成22年度から開始することとしており、現場への周知のほか、畜産農家と耕種農家のマッチング活動を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。飼料用米の生産拡大に向けた研究開発の状況でございます。我が国の気候区分ごとに粗玄米収量が700～800kgの多収米品種が育成されてございます。今後、玄米収量1トンの多収米品種の育成によりまして、飼料用米の低コスト生産技術と生産拡大、ひいては飼料自給率の向上を目標に、こういうものを目標にしました研究開発に取り組んでいく必要がございます。

最後になりますが、国産粗飼料の広域流通と利用拡大には畜産農家と耕種農家の双方の課題解決を図る必要があることから、国産粗飼料増産対策事業の中で、粗飼料広域流通モデル確立型として必要な財源を確保しているところでございます。

補足資料の説明は以上でございます。

次に資料7を御覧いただければと思います。論点案でございますが、まず2としまして「畜産・酪農所得補償制度」というものを項目立てしております。

3でございますが、「6次産業化」の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産」としまして、(1)としまして「生産から加工・販売までを取り組んだ「6次産業化」の取組等による酪農・肉用牛経営の所得向上」等、以下並んでいるところでございます。

4としまして、次のページでございますが、「資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産」ということで、(1)に「資源循環型社会への貢献」ということが掲載されてございまして、以下、自給飼料の問題、さらには家畜排せつ物関係の問題が掲載されてございます。

5としまして、「消費者ニーズに応えた酪農・肉用牛の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保」ということで、(1)から(4)までの項目が挙げられてございます。審議の御参考にしていただければと思います。

6、7の説明は以上でございます。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、ほかに事務局の方から説明しておくことがありましたら、併せてお願いします。

○山根畜産総合推進室長

資料8でございますが、昨年の畜産物の価格の決定に当たりまして、農水省改革の一環として透明性を高めるということで、当部会として政策提案を募集し、審議に反映していただきました。本年も平成22年度の畜産物価格及び関連対策の決定、さらに酪肉近基本方針の見直しに当たりまして、既に部会長の御了解をいただきまして、政策提案を、1月25日から2月8日までの間、募集しているという現状でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

4. 意見交換

○鈴木部会長

それでは、今事務局の方から説明がありました畜産物価格等の決定に向けた情勢、それから酪肉近の基本方針の見直しに向けた補足資料、主要な論点案を踏まえまして御議論いただきたいと思えます。

2つに分けますと、今度の畜産物価格や関連対策に向けた当面の議論と、それから長期的な方向性、酪肉近の見直しという中長期的な議論がございますけれども、長期的な方向性を踏まえた上で平成22年度の価格関連対策をどうするかというような視点でも関係してきますので、特に分けずに御自由に御意見をいただきたいと思えますが、先ほど資料7でも大きな項目として畜産・酪農所得補償制度という項目も挙げられておりますように、この点がどういうふうな形で入ってくるかということと、平成22年度の価格とか関連対策もかなり関係してくるということもありますので、まずこの辺りから少し御議論いただければと思います。先ほど副大臣からもございましたように、抜本的に制度体系を変えるということだけではなくて、畜産の場合には今までも生産コストと販売価格との差額を補てんするようなシステムがそれなりに機能してきたという中で、そういうものをどんなふうに検証して今後につなげるのかというような視点もあろうかと思えますので、それが先ほどのマニフェストの資料にありますような生産コストの上昇、価格の下落に機動的に対応して所得を安定させるという形で機能するかという点からの検証、それからどんなふうに変えるかというような、そのために22年度はどうするかというようなこともあろうかと思えます。

どこからでもいいですが、まず、このあたりの点から御発言いただければというふうに思いますが、それではどうぞ、飛田委員、富士委員の順番で。

○飛田委員

先ほど副大臣から新しい制度の中で酪農・畜産を展開していく、その上で酪農・畜産が将来、憂いのない体制をどう作っていくか、それをしっかりと見定めて政策を展開していきたいというお話を伺いました。非常に私も今、意を強くしているわけですが、ただ私どもは北海道の農業者なのですが、家畜というのは生まれて牛乳を生産するのは2年半から3年ぐらいかかります。これは牛乳ではなくて肉牛も出荷するまでそれぐらい同じ期間がかかるということを基本に考えなければならないと思っております。従来も私どもはそういう方向を主張していたわけですが、なかなかそのことも実現できなかったということもあります。何を言いたいかということ、そういう生産体制があるということの基本を考えれば、長期的な視野に立った政策といいますか、例えば10年先の

状況をしっかり見据えた中で例えば10年間は補給金はこういう方向で行きますよ、あるいはマルキンはこの方向を出していきますよ、ただし途中で餌が上がったとか、あるいは需要が変わったとか、そういうことについては緊急措置を図りますよというような、やはり長期的な視野に立った問題がしっかりと議論されて、そしてそのことを制度の中で生かしていただくということが私は一番大事ではなかろうかと、現場からするとこれが一番基本であるというように思っております。

それと、現在、北海道も乳が思ったほど搾れていない。これは今お話をさせていただいたように、17年、18年に牛乳が非常に需給バランスが崩れて、御承知のとおり、廃棄をしなければならないところまで行ってしまった。そうすると、酪農家は何をするかというと、やはり絞ってはいけないよという方向を作ってしまうのです。それで乳牛を減らした。そうすると2年半、3年たった今になって絞れない、これは餌も非常に影響しているわけですが、そういうことが発生しますので、ぜひ副大臣、そういうことを十分考慮した上でトライをしていただきたい。

それともう一つは、先ほど副大臣から制度をもっと簡略化していきたい、皆さんがわかるような制度にしていきたいと、特にお話ありがとうございましたように、畜産は非常に色々な関連対策を含めてそれぞれの分野でそれぞれの施策がされているということですが、やはり生産現場も消費者の方々もわかりやすい制度の中で国がどのようにバックアップしていくのだからということがないと、なかなか理解しづらいということになります。例えば、補給金制度にしても、今、加工原料乳というのはバターと脱粉だけ。昔はチーズも加工原料乳として位置づけがあったわけですが、これはバターと需給のバランスが崩れたときにチーズを離して、バターと脱粉だけ加工乳にしたという経緯があるわけですが、何を言いたいかといったら、例えば加工乳、チーズも北海道、あるいは府県がそれぞれ加工、生産しており、その方々にどうやってこういう制度の中できちっとそれを生かしていくか、補給金なら補給金、例えば一本なら一本で結構なのです。どうやって生かして、そして生産が継続できていくかということを確認に作っていただくということが非常に重要である。そんな中で、先ほど申し上げたように緊急的な措置を毎年検証して、必要なときには対応を図っていくことの重要性をぜひ副大臣、今回、政権が変わって新しい制度で行くということですので、来年から戸別所得補償方式という話も聞いておりますが、それであるならば、今年是非常に大事な年だというように思っておりますので、ぜひその点をお願い申し上げたいというように思います。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。富士委員、お願いします。

○富士委員

現下の畜産・酪農の経営の厳しさというのは郡司副大臣が冒頭の御挨拶で述べられた通りだと思っております。そういう意味で、22年度の今回の畜産・酪農経営所得安定対策を中心に意見を述べさせていただきたいと思いますが、総括的には現行の仕組みを充実強化するという方向で措置することが必要だというふうに思います。畜産の場合は畜種ごとにそれぞれの経営安定対策、私は良くできている仕組みだと思っておりますが、ただ副大臣からもありましたように、複雑になってきているとか、根本のところを動かさないで、継ぎ足し、継ぎ足しというか、二重構造、三重構造、重層構造みたいな形で所得経営安定対策をやっているという、その辺の問題をどういうふうに見直していくかという課題があると思います。

まず畜種ごとに言うと、1点目は肉用牛の繁殖経営の子牛対策ですけれども、和子牛で言うと31万円の保証価格、それに35万と40万円の色々な奨励対策がのっているわけですが、今の子牛の保証価格は不足払いですけれども、子牛価格は自由化前の価格をとっているということで生産費指数を

かけたとしても31万円がなかなか上がらない。従って、現場の農家の手取りからすると40万円ぐらい手取りを確保しないと経営がやっていけないということで、31万円に35万円と40万円になるような奨励措置をやっているということです。その辺を整理した上でコスト、所得を確保することが繁殖対策ではポイントではないかというふうに思っております。

それから2点目は肉用牛の肥育経営、マルキンでありますけれども、これもどう見直すか。一本化するというような方向感もあるかと思っておりますけれども、ここのポイントは生産者抛出をどう考えるかということであります。所得であります家族労働費の減少部分については生産者1/4抛出、国が3/4でやっていますね。それから直接コスト、物財費のコスト割れを起こしたところは国が100%、6割を補てんしている。こういう考え方の整理があったはずなので、これを統一するとか一緒にするとかいった場合には、生産者抛出をどう考えるのかという整理が要るかと思っております。それから米の戸別補償は生産者抛出はないわけですので、そういう他の所得補償制度との関係もどう整理するのかということがあろうかと思っております。

3つ目は酪農ですけれども、加工原料乳の補給金、現下のコスト、生産費の状況から言うとこれは引き上げるとのことだと思っております。それから限度数量ですが、これも先ほど情勢報告のところでありましたように、現行195万トンと10万トンぐらい上回る供給、これは需要があるから増えているわけではなくて、飲用牛乳が減って、脱粉、バターに回さざるを得なくなって在庫が累増しているということでもあります。少し前を思い出していただくと、バターが店頭からなくなって大騒ぎをしたのがつい1年、2年前ですね。そういう意味で脱粉、バターの適正在庫という考え方、これをどこに置くのか、昨今の世界的な牛乳乳製品の高騰、下落、逼迫、在庫増、これを繰り返しているということを含めて我が国における脱粉、バターの在庫水準みたいなものをどう考えるかということも含めて、加工原料乳195万トンの数量確保というものを安定的に酪農経営をさせていくという意味でも考える必要があるのではないかと思っております。

それから、4点目は養豚です。養豚も400円の安定基準価格があります。それと価格差補てんということで肉豚の価格差補てん事業がありますが、これもどう見直すかということでありますけれども、元々、肉豚の価格差補てん事業は地域肉豚補てんということで、各県が独自に価格差補てん事業をやっていたわけでありまして。そういう意味で生産者が抛出したり、農協が抛出したり、経済連が抛出したりしてそれぞれの県ごとの肉豚の補てん事業、これに国がサポートする形で支えていただくような仕組みを作ってもらったわけです。そのときは、WTOの議論で、黄色の政策かどうかということも多分議論があったかと思っております。そういう意味で、そういう地域主体の事業だということを経由して黄色の政策にはならないというようなこと、そういう地域性の事業だということに着目して黄色の政策から外れるというような、そういう議論もあったかと思っております。そういう意味で今度の肉豚の価格差補てん事業を見直す場合の国の全国的な支え、それから地域のそういう特殊性、実情を踏まえた仕組みをどういうふうにするかマッチさせて養豚経営の安定のために資する所得対策にしていくかということが大事ではないかと思っております。

あとは原産地表示とか外食とか加工を含めて副大臣の安全のところでありましたように、そういうトレーサビリティだけではなくて表示ですね。加工、外食での表示の義務化とか徹底ということを図っていく必要があろうかと思っております。

23年度以降の所得政策、22年度は今ある仕組みをどういうふうにするか充実強化していくかということと、23年度以降の畜産・酪農における所得補償制度というものを今の仕組みをより充実するような方向でどう畜種ごとの特性を踏まえた所得補償制度が仕組めるかということがポイントだと思いま

す。そういう意味で、早く政府も検討スケジュールなり、考え方の基本方向みたいなものを示していただいて、現場の意見を聞いていただければありがたいと思っております。

以上であります。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

今、お二人からマルキンとか補給金も含めて今後の制度の方向性、それを踏まえて22年度をどうするかというようなことについて具体的にお話しいただきました。この辺りについて他の委員からもあるかと思えます。どうぞ、萬野委員。

○萬野委員

肉牛生産をしているのですけれども、先ほど2人の委員がおっしゃったこととダブるのですけれども、肉用牛の今の肥育生産者の現状としては、やはり飼料高騰の環境は幾らか緩和しましたけれども、今度は景気低迷による販売価格の下落というふうなことで厳しい状況にあります。それに対してマルキン、また補完マルキンということでもかなりの部分をバックアップしていただいて、何とか再生産できるかなという状況です。この21年度をもって見直しというふうなことも聞いておりますので、22年度以降もマルキン、補完マルキンを継続、充実していただくことをお願いしたいと思います。

もう一つ、具体的な問題として所得補償制度との関連にもなると思うのですが、現行のマルキン制度も確かなデータを持っていないのですが、よく言われているのは、現行の肥育生産者の中の3割の方が参加されていないという現状ですので、可能であれば22年度以降はその辺の問題点も改善できるような形に制度を改革していただいて、全肥育生産者が参加いただけるような方向で、全体として再生産可能な環境、制度にさせていただきたいと思っております。

もう一点、こういった形で所得補償的な再生産可能な施策をしていただいてありがたいのですけれども、これもやはり将来に向け、我々生産者からすればより一層の経営努力をしてコスト低減等、また供給量を増やす努力をすることが必要だというふうに認識しておりますが、長期的に何をすればそういうことができるのかということで、今の既存の長期目標の中にもありますように、放牧酪農、放牧繁殖、エコフィードの有効利用、TMR化、または新しく飼料用米を利用していこうというふうなことで、我々生産者もその方向はそうだろうというふうに認識していますが、やはりそういうふうな新しい取組というのは一種の構造改革になると思います。それを各生産者においてもやはり色々な設備投資等、また技術的なものを取得しないとなかなか新しいものを取り入れた形を有効利用、活用できないというのが現状ですので、そういった新しい設備投資等の対策はサポートも併せてお願いして、これもやはり1年、2年でなかなか肉牛生産の場合は改善がスピーディーに行かないものなので、やはり5年、10年のスパンでお考え願って継続的なサポートをお願いして、目標達成できるように御指導もお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。堀江委員、お願いします。

○堀江委員

千葉で養豚生産をしています堀江と申します。よろしくお願いたします。

ただいま富士委員からお話がありましたように、地域肉豚価格差補てんでございますが、これにつきましてはやはり県単位でそれぞれ県の力といいますか、養豚に対する思いといいますか、そう

いう点で非常にこの資金への対策がなされている県もありますし、全然ない県もございます。そういうことで、これからやはりそれでは養豚をやっていく上で各県にバラツキが出てきてしまう、現在、もうそういう状況になってきております。すでにこの基金が去年の11月で大体枯渇しております。この度調整保管とか1～3月につきましては35億というような緊急対策を措置していただきましたことは、私たちにとりましては大変ありがたい施策だと思って感謝しております。

ただ、今まだこの養豚につきましては先が見えない状況でありまして、同じ仲間同士でも、中にはお話を聞けば命を絶つという方もおりますし、またかなりの方が廃業してまいりました。千葉の場合でも11月現在、約40戸ぐらい、大きいところも含めまして止めているというような現状がございます。これではせっかく私どもが自給率70%、豚肉は70%まで上げようよということでみんなで努力してきたのが、ここに来て一気に陥落してしまったというふうな状況でございます。そういう中で、やはり戸別補償方式、戸別補償法の中でこの地域肉豚に代わるような形のものが長いスパンで運用できるような施策を考えていただければと思っております。

また餌問題でございますが、餌基金につきましても、900億の借入がございました。それにつきましても4月からですか、支払いが始まるわけですけれども、それにつきましても母豚約100頭規模のところだと肉豚で1頭換算しますと大体40円から50円の負担ということになってまいります。そういうことも含めまして、飼料安定基金と、できれば肉豚基金がマッチングしたような形でうまく餌が上がったときに肉豚の価格保証の方も連動していけるような施策というものができないものかなということも思っております。

それと、今の説明の中で飼料用米の話もございましたが、ここに出てきますのは畜酪関係ということでありまして牛対策が多いわけでございますけれども、実際に養豚の中でももう飼料用米に取り組んでいる養豚場もございます。実は昨年、私のところにも、約12トンの飼料用米を使ってくれないかという話をいただきまして、私も地域のためにうちのグループでやろうと思ったのですが、お米というのはとれるのは秋1回なのです。その12トンをどうやってしまっておくか、保管する場所、そしてまた養豚の場合にはどうしても玄米を粉砕しなければならない、この粉砕代金がやはりキロ25円から30円かかってしまいます。そうすると、餌米がもし30円が入ってもキロ60円になってしまう、もう餌にまぜる前に60円になってしまうというような現状もございます。耕畜連携の中でやっていきたいと思っても、やはり餌代が高くなると生産費が上がってしまうので、なかなか難しいという問題もあります。

それともう一つ、これはぜひお願いしておきたいのですけれども、水田だけではなくて、今、畑作地帯においても大変耕作放棄地が増えております。この対策もやはり考えていかないとすごい荒れ野原になってしまうのではないかと思っております。今、農水省の方で農業センサスの調査をやっておりますが、実は私も今、調査員として60戸ほど歩いております。その中で5年前に比べますともう半分ぐらい耕作放棄地になってきているというのが現状であります。特に、私のところは成田空港から近いところがございますので、農業をやっていくのに不安があるということで、勤める先がたくさんありますので、そっちに傾いていってしまうのではないかと思っておりますが、これにつきましてはこの前の審議会でも私は申し上げたのですけれども、一番いいのはさつまいもだと思っております。これは養豚の餌には非常に向いている作物でありますので、そういうじゃがいもとか芋類をすることによって、それがやはり自給飼料の向上につながるのではないかと思っておりますが、少しですけれども、今、年間600トンぐらいの市場流通できないさつまいもを私どもで集めまして乾燥し、20%ぐらい餌に混ぜながら銘柄豚を作っているわけでございますが、非常においしい

お肉ができております。そういうことで、水田だけではなくて、やはり畑作の耕作放棄地についても何らかの施策がいただければ、またこれも逆に畑作でございますので、家畜排せつ物の有効利用にもつながると思います。そこで耕畜連携の中で今までもありましたような畜環リース事業とか、そういうものをうまく利用しながら、ここに今度新規で出ました資源循環型農業というような形で私どもも養豚としては取り組んでいきたいという思いがございますので、そういうことも含めまして、これからの施策も豚肉がおいしくて安全でという形で、リーズナブルな価格で日本の食卓にのれるような豚肉を作っていきたいと思っておりますので、その点、よろしく願いいたします。

それと、6次産業化のお話でございますが、今回これは非常に目玉で、施策の中で出てきているわけでございますが、私も昨年10月に農商工連携の認証が許可になりました。しかし、書類の中ではうまく書けるのですけれども、実際に動かしていくとなりますと、豚肉の場合だとやはり流通過程の問題、保冷車の問題とか、それから今度はそれを保管しておく冷蔵庫の問題とか、それからまた今色々販売に向けての近隣の観光地や何かともお話をしながら販売戦略も練っているわけですが、その中でやはりそういう農商工連携で加工したものが、別に何も要らなくて流通できればいいのですけれども、こういう豚肉とか乳製品もそうだと思うのですけれども、販売先でやはり冷蔵設備というものも必要になってくるわけですね。そこらをどのような形で国にサポートしてもらえるのかということも1つ、生産者のサイドと、それから販売先の問題等もありますので、そこら辺についてもこれからやはり施策の中でうまくやっていけなければ、農業者が収益を上げていくことはできないのではないかと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、酪農生産者の立場から、大藪委員にお願いして、そこで一区切りさせていただきます。

○大藪委員

今、堀江委員がおっしゃったように、私も耕作放棄地の問題を1つ。酪農の場合は機械化がすごく進みまして大型化しておりますので、例えば色々なところから耕作放棄地を使って欲しいという依頼があるのですが、なかなかその畑まで行くまでが大変なですね。せっかく奥の方には広い畑があるのだけれども、その手前が狭いので集約的な農地を確保できるような、そういう対策が1つできないかということが1つと、それから我が家でも今、6次産業化を進めようと思っていて、牛乳の生産から販売までやっているのですが、一番の問題が施設の問題です。製造過程における施設の問題で、なかなか保健所の問題をクリアできなかったりとか、それから施設に多額の金額がかかるというような問題も出てきますので、今は委託製造という形でやっているのですけれども、やはりせっかく作った我が家の生産物を消費者に直に届けたいという思いが色々なところから出てきておりますので、その対策をもっと簡素化できるような方法ができないものかと1つ思っております。

それから食の安全で大変気になっていることが1つあるのですが、北海道から牛を導入いたしました。ヨーネ病というのは3年間の保菌期間があるらしくて、例えば北海道ではマイナス、熊本に来て分娩した後に発症する牛が今すごく多くなっているのです。色々なところで、最近、病気が怖いねということで、牛の白血病に関しましても、それからヨーネに関しましても都府県におけるその発症例が最近出てきております。県の家畜保健衛生所の方に何でこういうふうに出てくるのでしょうかと聞きましたら、5年に1回の検査しかないのです。5年に1回ということは、3年間の保菌の間に発症したらあと2年間はその牧場でも菌をばらまいてしまっているというような状態

になりかねないのです。だから、その5年を例えば3年に短くすることによってその発症をできるだけ早く見つけるような形にしないと、いつの間にか蔓延してしまうのではないかという恐れを今持っております。

それを防ぐためには何が必要かと聞きましたら、やはり獣医師確保だとおっしゃったのですね。産業動物に就く獣医師がなかなか今いないので、3年でやりたいのだけれども、なかなかそういうふうに手が回らないのだよ。ということでしたので、やはり獣医師不足、産業動物に就く獣医師の方たちに対しての何か抜本的なフォローと、それから獣医師になられた方たちのお給料的な面などを考えていかなければ、後で大変なことになってしまうのではないかという懸念を持っております。その3つをぜひ考えていただきたいと思います。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、ここで一区切りさせていただきまして、生産現場の立場からも色々御発言いただきました。政策の関連につきましては、今回は緊急措置で行った部分をどういう形で考えるかという点もあろうかと思います。補完マルキンもそうでございますが、今までの体系でその部分が足りなかった分を今回緊急でやった。それを今後の体系の中で組み込んでいくのか、それから例えば同じようなことは他の畜種にも言えるわけで、酪農についても補給金はコストが10円上がっても1円ぐらいしか上がらないわけですから、今回も緊急の直接支払いが加工原料乳にも、それから飲用乳にも行われたということで今回の餌危機を乗り切ったという事態があるわけですので、そういうものを今後とも緊急措置で考えるのか、それはルールとして今後の生産コストが上がったとき、あるいは価格が下がったときの機動的な対応としてそういうものをルールの中に入れていくのかという点。先ほど餌が上がったときに養豚の価格が連動するような形がどうかという話がありました。アメリカの酪農の例ですが、飲用乳の目標価格があって、それが今回、餌危機で連動して上がらなかったために酪農家が大変になった。それでアメリカはすぐに対応しまして、2008年の農業法で、法律で餌が上がったら保証価格が連動してこれだけ上がるというものを法律に入れてしまったわけです。そうすると、緊急措置でやらなくても、今後は生産現場はそれを見て、このぐらいはルールで政策的に安定してもらえる、そのもとでやっていけるというようなことがわかるような体系をアメリカではとっています。

私の方とはともかくとして、郡司副大臣は45分で御退席にならなければいけませんので、これまでのところで少しコメントをまずいただけますでしょうか。

○郡司副大臣

色々御意見を聞かせていただきました。制度に関するもの、それから所得補償に関するもの、そして今、大藪委員の方からも現実にお困りになっていることも含めまして出させていただきました。所得補償そのものの考え方は冒頭申し上げましたように、ただ単に1つの今回のモデル事業すべてに当てはめるとということにはならないというふうに思っております。従って、冒頭に御意見がございましたように、長期的にこの国の農業の形をそれぞれの分野でどのように考えていくか、だれが担っていくのか、国は何ができるのか、こういうような議論と併せてやっていかなければいけないだろう。しかし、現実の制度設計については、今現在、米に匹敵するような、あるいは水田に匹敵するような十分な資料というものもまだ揃っていない段階でございますから、それらのものを限られた時間の中で皆様方の御意見もいただきながら、どういう形にするかやっていかなければいけないのだろうと思っております。

富士委員からもありましたように、方向性、それからスケジュール感というものも、その中で意見を出すような機会をとということがありましたので、これは持ち帰って私どもの方でも検討させていただきたいと思っております。

それからマルキンその他の、たまたまマルキンの場合には3年間のものが今年終了しますから、これはもう皆様方の個々の御意見をいただきながら月末に方向性を出していかなければいけない。しかし、これまでの多くの現場の方々の意見も踏まえて有効であるということ、それから継続をして欲しい、こういう意見が多いということについては私どもも十分考慮しなければいけないのだろうというふうには思っております。そしてそれをベースにしながら、冒頭申し上げたようにわかりやすいものにするとか、あるいは養豚、それから牛とか豚とか色々なところでの負担も含めて違いがあるものはどうするのだ、これは本当にその制度が生まれたときの背景とか、それから地域のブランド化を進めるための戦略とか色々なものが混ぜ混ぜになって今のような形まで来ているというところをどこまでほぐす、それから全国一律になった場合に本当にそれぞれの地域が満足をするような形になるのだろうか等々の問題があるかと思っておりますので、これらについても1つ1つ慎重に検討していかなければいけないのだろうと思っております。

6次産業化についても、現場の方の戸惑いも含めて実際のぶつかる場面の問題が出されましたので、それらは1つ1つの制度が十分に補完できていなものがあるとすれば、その隙間というものをできるだけ作らないように考えていきたいと思っております。それが十分な形になるかどうかはわかりませんが、今度の国会の中で6次産業化、これまで農商工連携等、経産省等が主管でやってきたものを、やはり埋まっていない部分がありましたので、そこをできるだけ埋めるような形を私どもの方でも今準備をしておりますから、できるだけその中にも生かしていきたいと思っております。

それから、大藪さんの方からヨーネ病のことも含めて、その辺のところは持ち帰らせていただいて、現状のところとその問題点というものをもう一度検討させていただきたいと思っております。

獣医師そのものは不足はしておりませんが、産業医のところに行く人が非常に少ないというバランスを欠くような形になっています。何が国の方で誘導策としてきちんとできるのか、今までもやってきておりまして、若干ではあります、このところ獣医師の中で産業動物の方というものが増える傾向が若干ですけれども出てきております。それは色々景気の動向その他も含めて、獣医の中で産業医の方が公務員的な職種に近くなれるとか色々なことがあったのだというふうに思いますけれども、ほんの少し改善の傾向が出てきておりますので、それをできるだけさらに誘導策をきちんとやっていかなければいけないのだろうというふうにも思っております。

それぞれ出された意見、メモを取っております。議事録もきちんと見させていただきますので、やっていきたいと思っております。

飼料用米等についても、品種の面から言うとかかなり色々なものででき上がってきております。それをどのような形で行えば収量がどれだけ違うのだ、これは実は倍まではいきませんが、大変な収量の差が出るようなこともできております。それから、それができ上がったときに先ほど言ったように粉碎というようなことも含めて、実際に供するためには私どもだけではなくて、逆に富士委員のところの取組というようなこと自体も相当影響してくるのだろう、その辺の連携についてもこれからまた模索をしなければいけないのだろうというふうにも思っております。

放棄地の関係も出されましたけれども、畑と水田ということで放棄地を分離をしてというような形ではないにしても、現実の問題として、今、調整水田が20万haも出ているのです。この現状が

どういふことなのか、現実には今まだ把握ができていないという中でございますから、特別に水田、あるいは畑作の放棄地ということではなくて、全体のこととして取組をしたいと思ひますし、それを逆に使いたいのだという場合の集約の方法というものもただ単に所有者と利用者というだけではなくて、そこに何か自治体というか、公的なものが介在をすることによって上手くいくというケースも出てきているのだらうと思ひますから、私どもの方の範囲の中でできるものがどこにあるのだらうか、どれだけあるのだらうか、その辺のところは今日の御意見を参考にしながらしっかりと検討させていただきたいと思ひております。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、副大臣が退席されるまでにできる限り他の委員からも。では、神田委員、順番にお願いします。

○神田委員

消費者の立場からということになると思ひますが、よろしくお願ひいたします。

補足資料の6を見ながらお話をさせていただきます。4ページ、5ページのところなのですが、まず最初の国産チーズの供給拡大ということで大変期待はしたいというふうに思ひます。ただ、この円グラフを見ますと、輸入から国産への置き換えについては直接消費を進めていきたいというようなグラフになっていますので、そういうことであればなおさらなのですが、ぜひ品質の良いのでしょうか、味や品質のよいレベルの高いものを作れるようにしていただきたいと思ひます。今も技術はあると思ひますが、チーズとかワインはどうしても海外品が強い分野でありますので、そういったことよりも日本のものが支持されるような高いレベルのものを望みたいと思ひます。

それから、次の乳価形成の現状のところですが、乳脂率の3.5%の件についてはこの場でも何度も意見が出されてきているというふうに思ひます。それで引き下げてもいいのではないかとというような議論もしてきていますけれども、ここでは引き下げた場合には基準乳価も引き下げとなる可能性が高いということで、今後も慎重な検討が必要というふうになっておりますけれども、これまでも色々もうすでに議論は出ていますので、もうそろそろこの3.5というのが、もし下げた場合にどういふメリット、デメリットがあるのか、生産者にとってのメリット、デメリット、消費者にとってのメリット、デメリット、そういったことをきちっと洗い出すというのでしょうか。分析して、そしてどうするかということをきちっと話していくもう時期ではないのかと思ひています。

それからこの成分調整牛乳の購買の棒グラフですけれども、先ほど説明のときには値段が安いということが非常に多いというお話だけだったのですが、私はそれはそれで押さえるとしても、やはり脂肪分が少ないなど体に良さそうということですか、あるいは少なめですけれども、次の値段の割には普通牛乳と変わらないというところも、これからちゃんと見ていくべき視点ではないかと思ひました。

それから8ページのところなのですが、循環型酪農ということ、こうした循環型についてはこれまでも必要ですよということで価値観は共有できているのでいいと思ひますが、この右の少し上のところに「安全な畜産物の安定的供給」ということで「安全」という言葉が使われています。循環型畜産は大事でありますけれども、この安全性ということについては、循環型畜産ができれば安全性が確保できるかというふうなことではないと思ひますので、やはり副大臣が最初におっしゃったようなGAPとかHACCPとかフードチェーンを通じた管理だとか、残留農薬の問題だとか飼料の安全性だとか、そういったことが安全性と私たちはイメージをいたしますし、そういうことだらうと

思いますので、このことがイコール安全性にもつながるといのはちょっと視点がずれているのではないかというふうに思いました。

それから、資料にはないのですけれども、この場でよく議論になっていたのは、牛肉のサシの問題があったと思います。それで肉用牛の生産向上を脂肪交雑のみで評価する構造は問題ではないかというような意見があったり、あるいは生産者のところでは脂肪交雑志向が非常にあるけれども、消費者のところではそんなになくなってきているのではないか、そういった齟齬があるというような指摘も多々あったというふうに思います。そこで飼料コスト低減を進めるために、出荷月齢をもう少し下げたらいいのではないか、ピークを下げたらいいのではないかという意見も出ていたと思いますので、こういったところをやはりそろそろ検討テーマに据えて検討していくものではないかと思いましたので、私からの意見は以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。近藤委員、どうぞ。

○近藤委員

安心・安全のところはもう神田さんとか、多分松木さんが十分御意見を述べるのではないかと思いますので、前半、生産者側の方のお話しっかり聞かせていただきましたけれども、実は一生懸命いいものを作っても、それを消費者が買わなければ、お米ではないですけれども、余ってしまうわけですね。ですから、生産者の方々が努力されていく技術というものが、その結果生まれた生産物、畜産物は消費者にとってのどれだけのメリットがあるかというところをきちんと把握していかなければ、出口が止まってしまうという気がします。6次産業というのは大変興味があるところでありまして、その辺を生産者の方が手がけると消費者が、つまり最終生産物がどのように消費者に、どんな消費者に、どのように受け入れられているかということが非常に把握できるのではないかと。生産者と加工者と流通と、そして最終消費者の方々ができるところ、なぜ作るのか、どんな餌を使ってどのようなところでどういうふうに仕掛けられてやっていくのかという技術と最終商品の品質、品質を決めるのは消費者ですから、そのところで同じ価値観を持って見ていかないときちんとこれが回っていかないのかな。それぞれの場所で思い込みだけで動いては回っていかないという気がします。

飼料用米については何か所か見学もさせていただいたこともございまして、非常に興味を持って見てきたのですけれども、やはり飼料用米のところも、飼料用米を作る方とそれを利用される農家の方と、それから実際にその肉を切ると切りやすいとか切りにくいとかいう加工の方と、それからコンタミがあっては困るというような方々とか、あと一番最後に売る色々なコープネットの方とか、それから最後の食べる消費者がどれだけの価値を持ってそれを見ているのかという色々な条件が重なって、同じようにみんなが、じゃあ頑張ってこれを支えていこうね、やっぱりおいしいね、値段もいいねというところでないかと回っていかないと回っていかないとしますので、しっかりその辺を見極めていただきたいと思います。

国産チーズというのは、私は前からこの会議でもしばしば非常に興味を持って、大藪さんのところでも大変おいしいチーズを頂戴したりして、ぜひやっていただきたい。ただ、神田さんがおっしゃったように、それは輸入チーズに置き換えるものではないというふうな気がします。輸入チーズに求めているものの消費者のニーズと、国産チーズをこれから開発して根付かせていただくというものはやはり置き換えるということは無理なので、新しい価値を持たせていかないとちょっと無理かなという気がいたします。安心・安全以外のところで少し意見を述べさせていただきました。

○鈴木部会長

ありがとうございました。浅野委員からお願いします。

○浅野委員

生産者の方と消費者の方の間に立っている乳業の立場でちょっとお話をしたいのですけれども、やはり今日も資料の説明の中にもありました生乳の需給ギャップ30万トン、これに象徴されることなのですけれども、色々な諸般の事情があるにしても、単年度で2度の乳価改定、あるいは世間事情としても少子高齢化、デフレ不況、食への支出の減という中で消費の実態と生産の実態をいかにバランスをとろうかということ、今の需給ギャップ30万トンはこのまま今年2010年、平成22年の受け払いをそのまま09年度と同じようにいたしますとさらに広がる。それを乳製品の在庫を増やして消化していくだけでは業界としても耐え切れなくなるし、商品そのものもバッチ切れだとか何だとか、色々な問題が出てきます。そのためにはやはり消費拡大、あるいは仕向け先の拡大、1つはチーズ向けだとかそういうものの対策をしっかりとやる、あるいは液状乳製品の改革、色々な対策をやると同時に、色々な消費拡大を業界を挙げてやらなければいけないと思うのですけれども、やはり消費と生産のバランスをとるということは常にどの段階でも見ていただく必要があるのではないかとこのように思っております。2年、3年連続の需給ギャップを続けるわけにはいかないと思っておりますので、その辺、できるだけ配慮いたしました政策をお願いしたいというふうに意見を言わせていただきたいと思います。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。阿部委員、上安平委員の順でお願いします。

○阿部委員

先ほどの神田委員の話に関連したことをお話しさせてください。乳成分、乳脂率の問題ですね。

御存じのように、乳脂率基準というのは昭和62年までは3.2%だったわけですね。それが昭和62年に3.5%に引き上げられた。そのときに色々なことが起こったのですが、一番大きなことは飼料構造の変換が起こったわけです。それまで乳牛には1日3kgから4kgぐらいの稲わらが給与されていた。それはもうこれからの高乳脂率のときには無理だ。第一胃内で酢酸の生成量を高くして、その結果、酢酸の生成量というのは乳脂率の向上に直接結び付きますから、消化率の高い粗飼料を給与しなければいけない。国内で作れる量は限られているからどうしようか、じゃあ電話1本で購入できる輸入乾草に頼ろうよということで、稲わらが消えて輸入乾草がどんどん増えてきたという経緯があります。

そのころの乳量は経産牛1頭当たりどのぐらいかというと5,800kgぐらいなのですね。それが今は北海道も都府県も8,000kgを超えてしまった。当時と比べると2,200kgも乳量がアップしているわけですね。そういう中で乳量が高めながら乳脂率を維持していかなければいけないということですから、乳脂率3.5%、乳たんぱく質3.2%というものを維持しなければいけないということはものすごく大変なことなのです。もしもそれができなければ受乳拒否に遭ってしまうという可能性だってあるわけですから。そういうことでどうしているかということ、配合飼料の給与量は確実に経年的に増加してきた。そして輸入乾草の給与量も増加してきて、昭和62年に輸入乾草はボーンと一気に60万トンぐらいになるのですが、ここ2、3年は200万トン前後ですね。3倍以上も増えているという状況です。

ですから、大まかに大胆に言いますと、乳脂率を向上させたということが、片一方で輸入乾草を増やしたということは、特に都府県の耕地面積を、どんどん、どんどん飼料面積を低下させてきた

ということにつながっています。データを見れば明らかです。ということは、乳脂率をアップさせたということが、これが飼料、特に粗飼料の自給率を低減させてきた1つの側面を持っているということは、間違いありません。

それが1つなのですが、もう一つは、高乳量で高位成分というようなことの中でどういうことが起こっているかということ、酪農家間の経営力と技術力の格差がだんだん開いているということが確実にあります。というのは、高位生産というのと、それから繁殖成績だとか消化器障害とか、周産期疾病というような、要するにお金をたくさん出さなければいけないという無駄なお金の部分との関係ですね。高位生産と通常の繁殖成績、消化器障害というのはトレードオフの関係があるわけです。ですからどういうことになっているかということ、飼養管理をしっかりやれるところはそのトレードオフの差が少ないのだけれども、飼養管理がしっかりできない、一生懸命汗をかいてやっているのだけれども、ちょっともう一歩ブレークスルーができないというような酪農家の場合には、それがドロップアウトしてしまっているというのが現実です。私は今、都府県酪農と北海道の酪農を見ているけれども、現実にはそういうことが起こっております。

そういった流れをとめるには2つのことを常に考えているのですが、1つは、神田さんが先ほどおっしゃったように、乳脂率のレベルというものを広角的に考える、視野を広く考える。1つは、今言いましたように飼料自給率、特に粗飼料の自給率ということとか、あるいは酪農の経営問題だとか、それからこの参考資料にあるような嗜好性の問題、そういうことを幅広く包括しながら議論をする。これは酪肉近は今後真剣な議論をなされるのだというふうに私は了解しておりますけれども、そういったようなことでしっかりやっていただきたいということ。

それからもう一つは、酪農家間の技術力、経営力のギャップという、その格差というものを縮めるためには、汗をかいて頑張っているのだけれどもうまくいかないところを包み込むような、地域の技術陣の連携のシステム、ネットワークの中でそれをやっていくということがとても必要だと思います。ドロップアウトの数を少なくするために、技術の平準化を図るためにどんなことが具体的にあるのかということ、私もお手伝いしているのですが、中央畜産会の技術支援モデル事業というのがあります。全国で展開しています。酪農について言えば酪農家集団を地域の技術普及センター、JA、家保、それから共済の人たちが包み込んで、そしてドロップアウトすることのないよう一生懸命やっていくというようなことが成果が上がっている、そういう事例がありますから、そういったようなことで経営管理の技術格差というものを少なくして、それでドロップアウトの数を少なくして、酪農家戸数と乳牛頭数を維持していくというようなこともやはり酪肉近の中でしっかり考えていただければありがたいと思っている次第です。以上です。

○鈴木部会長

上安平委員、お願いします。

○上安平委員

マスメディアに籍を置くものとして申し上げたいと思うのですが、先ほど神田さんなどからも出ていましたように、この資料を通読しておりますと、非常に具体的な提案として出てきているのが実はチーズなのですね。それだけチーズに対してある種、これなら行けると思っていらっしゃるのだらうと思うのですが、それに対する説明を生産者にも、そして消費者を含めて国民すべてにも十分した上で、もし実行するのならやっていただきたいと思うのです。ある朝、突然チーズがいい、これは見込みがあるのだよと言われても、それは困るなという気がするのです。

なぜそう言うかということ、日本のチーズというもの、ここに出てきている直接消費用のナチュラル

ルチーズというのは現在、フランスやイタリアやスイスあたりが何世代にも渡って洗練され、恐らく国家的事業として作り上げてきたものを、それを今既にもう消費者は自宅の食卓の上上げて食べている。もし、それを置き換えようとさせるとしたら、それは無理があると近藤さんなどはおっしゃいましたけれども、もしそうだとしたら国民の理解というものがとても必要なのだらうと思うのです。何かモチベーションとして、これを食べれば非常にいいというものが何か、単においしさだけ、価格だけではない何か勧める、モチベーションを高める選択になるような説明がなされなければならないのではないかと気がいたします。

しかも、直接消費用のナチュラルチーズは、これは私が申し上げることではないかもしれませんがけれども、多分生産農家、生産者個人の努力に帰す部分が非常に大きいと思うのです。その生産者の方々が自分の起死回生策、酪農維持の起死回生策として取り組む場合に、これはもう失敗できないと思うのです。そういう意味からも、バックアップ体制とかケアというのが大変必要ではないかという気がするので、ぜひその辺のお覚悟をしていただきたいという気がいたしますし、非常に具体的にチーズという名前が挙がってしまっているの、チーズをやっただめならバターがあるさ、生クリームがあるさというように簡単に乗り換えることはできないし、許されないことではないか。農家にとってはそれにかけて失敗したら大変だらうと思うので、日本の農業のためにも十分注意をしてやっていただきたいと思います。

○鈴木部会長

それでは、副大臣の方から。

○郡司副大臣

先ほど私の方で話をさせていただいた以降、また非常に興味があるお話を色々と聞かせていただいているなというふうに思っております。チーズの関係が色々出されておりますけれども、一番の旗振り役は私かもしれませんので、その辺のところは今の御意見をよく承ってやっていきたいと思っております。

時間の関係で余り多くを述べることはできませんけれども、昨年でしたか、第6回目の2年に一度のチーズのコンテストを日本でもやっておりますけれども、非常に量、質ともに素晴らしいものができつつあるなと思っております。ただ、今まで店頭で並んでおります日本産のチーズというものではなくて、いわゆるこれからの分野とすれば、例えば今言ったナチュラルチーズのようなものが新しい分野としてあるのだらう。ただ、日本全体の中の食文化を見ますと、発酵させた食べ物というのは実はかなりある。それから、長い間のいろいろな宗教的な考え方や何かで閉ざされておりますけれども、その前段のところのずっと昔に戻れば、日本においても「醜翻味」とかという言葉が残るほどのそういうものがあるし、日本的な技術、それから気候風土も決して劣ることではないだらう。

ただ、これまでの私どもの生産のあり方、規模拡大、効率化という中で、ほとんどがホルスタインという牛の種類でございましたけれども、大藪さんのところでしたか、どこでしたかジャージーの写真が先ほど出ておりましたけれども、ブラウンスイスでありますとか、そういう牛そのものもまだ私どもの国では十分な数量的な、計量的な分類ができていないようなところがありますから、そこるところから始めなければいけない。しかし、作る技術を待ち望んでいる人たちもかなりおりますし、そういうところを後押しをして、規模拡大、効率化だけではなくて生きられるような酪農の道というものを何とかこの国でも目指していきたい。その他の細かいところの関係はちょっと時間の関係で恐縮をいたしますけれども、ひとつ、私どもも一度言ってみただけだけれどもというようにつ

もりではなくて、かなり本気でこのチーズという分野に対しては取り組んでいきたいという気持ちだけちょっとお伝えをいたしまして、大変恐縮でございますけれども、後の議論等は議事録の方でしっかりと読まさせていただきますので、どうぞ十分な御議論をいただければと思っております。

恐縮でございますけれども、ちょっとお先に失礼いたします。

○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

○郡司副大臣

済みませんでした。

○鈴木部会長

副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、時間も押しておりますけれども、向井委員。

○向井委員

もう退席されたのであれなのですけれども……。

○鈴木部会長

済みません。

○向井委員

皆さん、ちょっと熱意も失せたかもしれません。政策の問題、補償の問題、それぞれ出たのですけれども、消費者の方からも、今、神田委員からも、特に私のところは和牛の登録ということで改良事業をやっておりますけれども、結局この改良というのは恐らく10年、20年かかる非常に時間のかかるものであります。また、今や遺伝資源というのは、これはインターナショナルに競合するようなロイヤリティの非常にかかるものであります。私たちが対象としております和牛というのは、これまで恐らく日本人が現在に持っている唯一の家畜ではないか、育種改良してきた。恐らく鶏、あるいは一部ございますけれども、本来、実用上、今、皆さん方の食卓に上がる唯一の家畜ではなかろうかと思っております。そういうものが、ある意味、輸入自由化以降、先ほど出ました脂肪交雑という、いわゆる輸入肉との差別化、まあ和牛のおいしさという特質を生かそうということで、そのことに対して非常に改良努力をしてきました。20年たって、先ほどから出てくるようなところまで実は成果として上がってきたのですけれども、今後はそういうものをいかに効率的に作れるか、飼料の利用性の問題、あるいは繁殖性の問題、そしてさらにそういうものを改良するためにはやはり多様性というものは必ず必要です。遺伝的な多様性がなければ皆さん方の御要望に添うような家畜はでき上がりません。従いまして、私自身、今日色々な主な論点の中にも様々な技術開発ということが書かれてあるのですけれども、その素になる素材の、いわゆる国家的事業で育ててきたものだろうと思っておりますので、ぜひ今後も和牛という遺伝的な多様性を守っていくためのさまざまな施策をお願いしたいと思います。

もう一点は、私どもはそういう立場から色々な地域に行って生産者の方にそういうお願いもするわけですが、返ってくる言葉の多くが、10年もかかれば私たちはもういないし、後継者もいないよ、人がいないのに何でそんなことをするのですかというような非常にシビアな答えをいただきます。冒頭にもありましたけれども、今後、具体的に後継者といますか、人作りといますか、そういうものの施策といますか、こういうものに取り組んでいただいて、日本の食料生産に関わる基盤を確固たるものにしていただきたいと思っております。従いまして、今後の酪肉近や家畜改良増殖目標等の中に今日出ましたような生産性向上、特に具体的な、日常的な場面で利用できるよ

うな課題、先ほどから出ている放牧の推進とか、新しいDNAとか、繁殖技術だけではなくて、日常の中での技術開発等もぜひやっていただきたいとお願いしたいと思います。以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

そのほかの委員からもせっかくですから、今、松木委員はお帰りになってしまいまして大変申しわけなかったのですが、他はよろしいでしょうか。

○小野委員

よろしいでしょうか。

○鈴木部会長

どうぞ。

○小野委員

では、飼料メーカーの立場から簡単に申し上げます。

2つ。1つは飼料用米です。これは前々から私どもは主張しておりますけれども、堀江委員の方からも御指摘がありましたけれども、やはり飼料用米は飼料メーカーとして一定の量、ある程度大きな量を使うことを考えますと、どうしても物流、それから荷姿、保管、これをきちっと、いわゆるお米の感覚ではなくて、例えばとうもろこしの代替として飼料用米を使うことを考えておりますけれども、日本全体で飼料用のとうもろこしは1,200万トン年間に使われております。そのうちのごく一部といっても多分数十万吨程度の数量を想定しますと、まず物流はバラですね、バルクで運んでこななければいけない。それから保管も一定のボリュームをある程度長期に保管しなければいけない。そういう物流をいかに整えていただくかということが、これがどれだけ使えるかということの相当大きなポイントになるかと考えております。この辺の議論に関しましては、実は私ども飼料メーカーもこの中に入ってもいいのではないかとはいは思っております。そうではないとなかなか使いづらい、仮に価格はある程度補てんされてとうもろこしと同等の価格になったとしても、飼料メーカーとしては一定の量を使うにはかなり困難があるのではないかというふうに感じておまして、これは度々私どもの方から主張しておるところでございます。

それと先ほどの食品残さ、エコフィードなのですけれども、これは例えば私どもの会社で鹿児島焼酎粕、芋焼酎の粕ですね、これを私どもの関係会社の豚の餌に使っております。これは液体飼料にして使っているのですが、これは焼酎粕の品質の安定性その他も1つのポイントになりまして、なかなか焼酎粕であったとしても使うのが難しいと言われております。ただし、焼酎粕ですといわゆる成分がある程度特定できる。

私ども一番困るのは、究極は、例えば弁当のかす、これを餌にする。これは皆さんおわかりだと思いますけれども、弁当に何が入っているか全くわからない。これは成分を特定するのはものすごく大変なのです。そうすると、これは会社として例えば弁当かすを餌という製品にして販売する、その品質面の部分でのリスク、成分がどこまで特定できるかという部分なのですけれども、その部分、技術的な問題もありますけれども、そこまでなかなか踏み込めない。エコフィード、例えば弁当かす、食品残さを餌にするというのは飼料メーカーとしてのかかなり大きなテーマになっておりますけれども、そこまではまだ行けない。かなり大きなテーマだというふうに感じております。ただ、これは1つの大きなテーマで、取り組みつつあるということは申し上げておきます。以上です。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。お願いします。

○秋岡委員

先ほどからチーズの話も出ているのですが、これはこの審議会の趣旨として生産者対策が中心であるというのは当然だと思うのですが、やはり需要者対策と一体化している部分がよく見えないので、長期的に考えてこれが大丈夫かなという気がとてもします。そろそろそういう問題を考えていかないとだめなのではないか。それは国内需要の問題ではなくて、今例えば衣料品などでものすごく、特にアジア間というか、国際的な生産と消費の水平分業みたいなものが進んできていて、例えば昔だと中国で、まあ中国は生産基地とか言いながらも、今、中国の縫製工場に行くと、例えば一番高いジーンズは欧米の輸出向けで、次に高いものは中国の国内需要で、一番安い、卸値で100円もしないぐらいのものが全部日本向けに行くみたいなことが起こっている。例えば畜産物についても今は色々な規制の問題とかがあって国内の需要がメインということになってはいますが、5年先、10年先を見ていったときに、例えばそういう規制が緩和されたときに需要者を国内できちんと育てるのか、あるいはもういわゆる生産農家としての所得の安定という点では国内需要でなくても、それが海外の富裕層に販売されるものであっても所得になるということであれば、逆に日本のよい品質のものというのが国内需要ではなくて、特にアジアの富裕層向けの生産基地に日本がなってしまうということも可能性としてはないわけではないと思うのですが、例えばそういうことが日本の畜産農家にとって本当の経営の安定なのか、あるいはここで今踏みとどまって、チーズの問題もそうなのですが、今ちょっと食べ物だけに限らず日本の中の消費がすごく刹那的になってきている部分があって、そういうこともきちんと見据えて需要者対策みたいなものにも少し軸足を置いて作っていかないと、長期的にはすごく不安があるのではないかとというのが感想でした。

○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

色々な視点から御指摘いただきました。その他はよろしいでしょうか。

それでは、時間もちょうど12時ぐらいになってきましたので、事務局の方からお願いします。

5. 閉 会

○山根畜産総合推進室長

平成22年度の畜産物価格につきましては2月中に決定するという方針が政務三役から示されているところでございます。

次回の畜産部会の日程につきましては改めてまた連絡させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木部会長

それでは、今日の議論も踏まえて、また次回に詰めるということですが、今日の御議論の中でチーズの問題も色々出ましたが、あと乳脂率3.5%の問題。それからサシの問題。これらについては生産者サイド、消費者サイド、それから関連の方々から見直しをきちんと考えるべきではないかというお話もございました。メリット、デメリットをもう少し洗い出して真剣に検討する必要もある時期に来ているのではないかという感じを皆さんお持ちのようでございますので、その辺りもぜひ詰めるような方向で検討していければと思います。

それでは、本日の畜産部会はこれで閉会といたします。長時間、ありがとうございました。